

# 深川市地域公共交通網形成計画の計画期間の延長について

---

令和3年3月  
深川市企画財政課

## 1. 計画期間延長の趣旨

市内の公共交通を取り巻く状況としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により利用者が減少しており、この影響は長期化することが懸念され、また、JR北海道の経営問題など、新たな課題への対応が必要となっています。いずれも将来にわたり公共交通網を維持・確保していくために解決しなければならない重要な課題として認識しており、現計画における施策・事業に加え、これら新たな課題を踏まえた次期計画の策定が必要だと考えているところです。

また、この間、地域公共交通活性化再生法の改正（R2.11.27施行）により、全国の地方自治体において地域公共交通計画（現網形成計画）の策定が努力義務とされたとともに、国や道の運行費補助を受けている生活交通路線については、同計画と連動した路線の維持・確保に取り組むことが求められることとなりました。

このため、法改正の趣旨を踏まえ次期計画策定に今後取り組みますが、前述した新たな課題については、現在継続した協議を行っていることから、当面の間は現計画の計画期間を延長することにより事業継続を図るとともに、同時並行で関係者と新たな課題に対する協議を重ね、対応策について実施可能なものから順次取り組んでいくこととします。

なお、延長後の計画期間においては、次期計画の策定作業を進め、切れ目なく次期計画へ移行していくことを目指します。

## 2. 計画期間延長に伴う変更内容

### （1）計画の期間

- ・ 現行の計画期間（平成28年度から平成32年度まで）を令和5年度まで延長する

### （2）計画の目標

- ・ 計画期間延長に伴い、目標年次の数値を令和5年度における数値へ変更する
- ・ なお、現計画期間の5年間の評価・検証の結果を踏まえ、現状値を最新の実績値に置き換える

### （3）目標達成のための施策・事業

- ・ 計画期間延長に伴い、実施スケジュールを令和5年度まで延長する